

公立学校共済組合四国中央病院研究資金取扱規程

平成 26 年 2 月 12 日 制定

平成 28 年 7 月 31 日 改正

平成 29 年 1 月 23 日 改正

令和 3 年 3 月 23 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公立学校共済組合四国中央病院（以下「病院」という。）における公的研究費の管理に関して必要な事項を定め、もって、公的研究費の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

(対象となる研究費)

第 2 条 この規程における公的研究費とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から配分される研究資金等であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 文部科学省科学研究費補助金
- (2) 厚生労働省科学研究費補助金
- (3) その他の補助金で病院長が事務委任を行うことを承諾した学研究費等

(最高管理責任者)

第 3 条 公的研究費の運営、管理について研究センター全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、病院長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及び管理責任者が公的研究費の運営、管理を適切に行うことができるよう、率先して不正防止に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第 4 条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営、管理について研究センター全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、研究センター長をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 研究センターの公的研究費の運営、管理について責任を負う者として、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、事務部長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、公的研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正行為を防止するよう努めるものとする。

(資金執行上の責任)

第 6 条 公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究員及び配分を受けた者とする。

(行動規範)

第7条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員に対して、不正行為の防止について意識向上を図るため、研修会の開催その他必要な措置を講じるものとする。

(不正防止対策)

第8条 研究センター全体の観点から不正防止対策を推進する部署として、総務課が担当する。

2 不正防止対策として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 関係部局と協力して不正発生に対する改善策を講じること。
- (2) 研究者及び事務職員に対して不正防止対策の周知及び徹底の方策を講じること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(公的研究費の適切な運営、管理)

第9条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な運営、管理のために、必要に応じて各部局の長と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。

- (1) 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること。
- (2) 支出財源の明確化及び予算執行状況の把握に関すること。
- (3) 研究者と業者の癒着を防止する対策に関すること。
- (4) その他研究費管理体制の整備に関すること。

(公的研究費の適切な運営、管理)

第10条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与支給等の経理に関する取り扱いは、別に定める場合の他、関係規程を遵守して取り扱うものとする

(相談受付窓口)

第11条 研究センターにおける公的研究費の使用に関する制度、ルール、事務手続き等に関するセンター内外からの相談受付窓口を総務課に置く。

2 相談窓口の長は、公的研究費に係る事務手続きに関して、研究者及び事務職員にわかりやすい形で周知を図るものとする。

(通報窓口)

第12条 研究センターにおける公的研究費の使用、管理に関する通報等の受付窓口を総務課に置く。

- 2 相談窓口の長は、不正行為に関する通報等を受けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、研究活動調査委員会（以下「調査委員会」という。）を招集し、公的研究費の管理等に関する調査を行うものとする。

(調査委員会)

第13条 公的研究費の使用に関して調査等を行う機関として、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の構成その他調査委員会に必要な事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 構成 統括管理責任者、事務部長、看護部長、外部有識者（病院、通報者及び

調査対象者と直接的な利害関係を持たない者 3 名以上)

- (2) 業務 公的研究費の不正行為に関する調査、改善策の検討及び解決策の対応等
- (3) その他必要な事項に係る運用、管理全般に関する決定は、当該委員会で協議し決定する。
- (4) 全ての調査委員は通報者および調査対象者と利害関係を有しない者でなければならない。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 7 月 31 日)

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 1 月 23 日)

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 23 日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。